

外来腫瘍化学療法診療料に係る揭示事項について

当院は外来腫瘍化学療法管理料 1 の届け出を行うにあたり以下の体制を整備しています。

○専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療料算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されています。

○急変時等緊急時に当該患者が入院できる体制

○実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。